

ひょうご木製品マイスター登録申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

申請者
(名称)
(代表者職・氏名)

ひょうご木製品マイスターとして登録を受けたいので、ひょうご木製品マイスター登録制度実施要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者

販売事業者名	〇〇会社
代表者職・氏名	代表取締役・〇〇 〇〇
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 □□県□□市□□ □丁目 □□ビル□階
店舗所在地 (本社と店舗の所在地 が異なる場合に記載)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△県△△市△△ △丁目
電話番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
メール(E-mail)アドレス	〇〇〇〇@〇〇〇
ホームページアドレス	https://〇〇〇〇〇
申請担当者職氏名	〇〇 〇〇

2 直近3年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴 (過去3年間)	(無)	・	有
---------------------	-------	---	---

(注) 関係法令：製造物責任法、著作権法、意匠法、食品衛生法等

3 添付書類 (添付した書類に☑を入れてください)

- マイスター活動計画書 (様式第1号 - 別紙)
- 誓約書 (様式第2号) 1部

マイスター活動計画書

1 県産木材の良さ等の県民への情報発信の計画

- ・会社の HP や SNS で県産木材を使用していることを記載し、木を伐採し使うことの意義を説明した特設ページを開設する。(R3 年 11 月～)
- ・森のまつり等の県主催のイベントに参加し、木と触れ合うイベントを実施する。
(毎年秋頃)
- ・店頭で木を伐採し使うことの意義を PR した POP を設置する。(通年)
- ・店頭で直接お客様に木を伐採し使うことの意義を語る。(通年)
- ・「ひょうご木の匠」登録工務店の展示場で、自社の製品を配置し、県産材を使用していることや木を伐採し使うことの意義を PR する。(R4 秋頃)

(注) 店頭や HP、イベント等で消費者に対して県産木材に関する情報を積極的に提供するための今後の取組を記載する。

- 2 取扱い木製品（県産木製品または登録時点で県産木材製とすることが可能な木製品※）
 ※消費者の要望により県産木材製とすることができる製品も含まれます。

商品名 1	積み木
商品項目 (家具・建具・玩具・日用品から選択)	玩具
木製品の現状 (どちらかに○をつける)	県産木製品 ・ 登録時点で県産木材製とすることが可能な木製品
商品写真	
商品説明	県産材のスギを利用し、安全性を考慮し、塗装は行わず、木のぬくもりが感じられるようにしている。また、角は丸く加工しており、ささくれ等でけがをしないよう、丁寧に仕上げを行っている。
県産木材仕入れ先 (予定含む)	〇〇木材店
県産木材使用率 (注 1) (予定含む)	100 %
販売開始年月 (注 2)	平成30年4月
直近1年の販売実績 (注 2)	50 個/年
販売計画	65 個/年

(注 1) 県産木材使用率は 50%以上であること。

(注 2) 登録時点で県産木材製とすることが可能な木製品の場合は、その製品の販売開始年月及び販売実績を記載すること。

- 2 取扱い木製品（県産木製品または登録時点で県産木材製とすることが可能な木製品※）
 ※消費者の要望により県産木材製とすることができる製品も含まれます。

商品名 1	オーダーメイド家具
商品項目 (家具・建具・玩具・日用品から選択)	家具
木製品の現状 (どちらかに○をつける)	県産木製品 ・ 登録時点で県産木材製とすることが可能な木製品
商品写真	
商品説明	一つ一つ職人が手作業で製作している。県産材を使用して製作することも可能。
県産木材仕入れ先 (予定含む)	〇〇木材店
県産木材使用率 (注 1) (予定含む)	80 %
販売開始年月 (注 2)	令和 2 年 4 月
直近 1 年の販売実績 (注 2)	1 個/年
販売計画	5 個/年

(注 1) 県産木材使用率は 50%以上であること。

(注 2) 登録時点で県産木材製とすることが可能な木製品の場合は、その製品の販売開始年月及び販売実績を記載すること。

*****取扱い木製品が複数ある場合は、上記表を追加して記載すること。*****